

技術的制限手段による保護に関して

2017年9月26日  
一橋大学 相澤英孝

1. 技術的制限手段は、電気通信機器関係技術と密接な関連を有しているためあり、技術的制限手段の保護が電気通信技術の円滑な発展を阻害するものであってはならない。
2. 情報の提供者あるいは電気通信事業者が、情報の利用者に特定の技術的保護手段を、事実上、強制することによって、その技術的制限手段を使用から生じる技術上の不利益を利用者及び利用者の利用する電気通信機器事業者を負わせることになってはならない。
3. 技術的制限手段の現在の規定は、立法当時の技術的背景に配慮して、立法されたものであり、改正にあたっては、現在の技術的状况をも踏まえて、電気通信機器等の発展を阻害しないように、十分な配慮がなされなければならない。
4. 不正競争防止法の「技術的制限手段による保護」の適用範囲を拡大する場合には、技術的措置による保護では十分ではない場合に限り保護を拡大することを認めるようにし、過剰な法の介入は避けるべきである。
5. なお、情報は世界中を駆け巡り、情報に付される技術的制限手段の急速な発展も予見されるところであるので、日本における法的規制が日本における情報の利活用を阻害することのないように、配慮されるべきものである。